

INFORMATION



●市役所からのお知らせ

人口 24.1.1 現在
 ()内は前月比

- 人口/323,180人(-145)
- 男/152,136人(-56)
- 女/171,044人(-89)

12月分・出生 175人
 ・死亡 316人
 ・転入 462人
 ・転出 466人

- 世帯/135,618世帯(-30)

1 横森橋付近の市道が 夜間車両通行止め

3月下旬まで

横森橋付近の市道(東通明田地内)が下水道築造工事のため、次の期間、夜間通行止めとなります。ご不便をおかけしますが、迂回などにご協力ください。

交通規制期間 3月下旬まで(日曜日を除く)、午後10時～翌午前6時。ただし、歩行者と自転車は通行できます

●問い合わせ 上下水道局下水道建設課 ☎(864)1455



2 市税の納期内納付に ご協力ください

固定資産税第4期と国民健康保険税第8期の納付期限は2月29日(水)です。市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

●問い合わせ

納税課 ☎(866)2059
 国保年金課 ☎(866)2189

3 求職者の就職支援 講座を開催します

求職中のかたが対象です。就職に必要な対人能力や自己PRの方法などを学びます。時間は午前10時～午後4時(アルヴェの2月18日(土)のみ午後1時～6時30分)。無料。定員各日10人。

アルヴェ ▼2月18日(土)・22日(水)・27日(月)、3月8日(木)

秋田テルサ(御所野) ▼2月15日(水)・21日(火)・26日(日)・29日(水)、3月4日(日)・6日(火)

●申し込み 電話かEメールで、住所、氏名、電話番号、希望日(第3希望まで)を商工労働課へ。 ☎(866)2114
 Eメール ro-inp@city.akita.akita.jp

4 食品衛生監視指導計画 に対する意見を募集

食の安全・安心を確保するために市保健所などが行う食品検査や営業施設への立入検査などに関して、食品衛生法に基づき、「平成24年度秋田市食品衛生監視指導計画(案)」を作成しました。この計画案に対する市民のみならずのご意見を募集します。

資料閲覧場所 市保健所衛生検査課、資料閲覧コーナー(市役所1階)、衛生検査課ホームページ

<http://www.city.akita.jp/city/h/lex/>
 食肉衛生検査所ホームページ

<http://www.city.akita.jp/city/wfwm/>
提出方法 意見、住所、氏名(団体・企業の場合は団体名と代表者名)、電話番号を書いて、2月29日(水)まで衛生検査課へお持ちになるか、郵便かファクス、Eメールでお送りください。

意見提出先 〒010-0976 八橋南一丁目8-3 衛生検査課
 ファクス(883)1344
 Eメール ro-nlex@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 市保健所衛生検査課 ☎(883)1181

5 ひとり親家庭のかたへ 児童扶養手当を支給

18歳までのお子さん(18歳になつてから最初の3月31日まで)や特別児童扶養手当を受給している20歳未満のお子さんがある、父子家庭の父、母子家庭の母(父母に代わりお子さんを養育しているかたを含む)は、児童扶養手当を受けられます。

ただし、国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給できるかたは対象になりません。また、申請者や同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部が支給されません。

支給月額(全額支給の場合) 1人目は5千お子さんは4万550円、2人目は5千

駅の歩道橋に広告を出しませんか

秋田駅東西歩道橋(weロード)と土崎駅東西歩道橋(港ウィロード)内にある電照式広告板の利用者を募集します。会社案内や商品の宣伝などにどうぞ。

なお、広告板用フィルムの制作費や張り付け費用は利用者の負担です。

サイズ(縦×横)と月額使用料

Weロード▶120ㇳ×160ㇳ、12,600円

港ウィロード▶102.8ㇳ×146ㇳ、4,200円

申し込み 建設総務課占用担当 ☎(866)2132



Weロード

町内の排雪などにご活用を

ダンプ、 積み込み機械を 貸し出します



地域で力を合わせて冬を乗り切ろう!

町内会や地域のみなさんが共同で排雪作業を行う場合、ダンプトラックまたは積み込み機械のいずれかを無料で貸し出します(運転手付き)。ぜひご活用ください。



申し込み 道路除排雪対策本部 ☎(864)3643

障がいがあるかたの手当

障がいがあるお子さんを扶養しているかた

▶特別児童扶養手当

心身に中程度以上の障がいがある20歳未満のお子さんを養育しているかたが対象です。支給額は1級(重度障がい児)が月額50,550円、2級(中度障がい児)が月額33,670円です。

重度の障がいがあるお子さん▶障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳のおおむね1級か、療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするお子さんが対象です。支給額は月額14,330円です。

重度の障がいがあるかた▶特別障害者手当

20歳以上で身体障害者手帳のおおむね1級~2級程度の障がいがあるかたが対象です。支給額は月額26,340円です。

*各手当は認定基準に照らし合わせて支給を決定します。また、いずれも所得制限があります。

*身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても同程度の障がいがあるかたは対象になります(障がいがあるかたが施設に入所している場合を除く)。

■特別児童扶養手当・障害児福祉手当・

特別障害者手当・福祉手当を受給中のかたへ

受給しているかたの住所が変わる場合は手続きが必要です。必ず届け出てください。

■特別障害者手当を受給中のかたへ

老人ホームなどの施設へ入所した場合や、病院や老人保健施設などへ継続して3か月以上入院した場合は受給資格がなくなります。そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただくことになりますので必ず届け出てください。

問い合わせ

障がい福祉課企画管理担当

☎(866)2093

円を加算、3人目以降は1人につき3千円を加算します。
受給資格の喪失 受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻した(事実上の婚姻・内縁関係を含む)ときは、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出てください。
*昨年4月から、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態(国民年金法または厚生年金法1級相当)にあるかたは「児童扶養手当の支給額」と「障害年金の子の加算額」のどちらか高い方を選ぶことができますようになります。詳しくはお問い合わせください。
●問い合わせ 子ども総務課支援担当 ☎(866)8957

6 児童厚生員を募集します

市内の児童館で子どもたちのさまざまな活動をお手伝いする児童厚生員を募集します。市ホームページまたは子ども育成課(市役所3階)にある募集要項をご覧ください。面接試験は3月1日(木)に行います。
必要資格 保育士資格か教員免許
応募方法 履歴書、資格証明書の写しを郵送か持参で、2月27日(月)まで、〒010-8560 秋田市役所子ども育成課 ☎(826)9048
<http://www.city.akita.jp/city/ch/wf/>

7 軽油引取税の免税証を交付します

農業経営者が農作業用の機械に使う軽油を購入するとき、県から交付された免税証を販売店に提出すると軽油引取税(1ㇳあたり32・1円)が免除されます。免税証の申請は県秋田地域振興局課税課(県庁後ろの秋田地方総合庁舎1階)へ。なお、平成24年度用免税証は制度の継続が決定していないため、申請しても交付できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
●問い合わせ 秋田地域振興局課税課 ☎(860)3341